（独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合）

第十四条　法第二十五条第一項第二号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　指定乳製品等（法第二十四条第一項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて関税定率法第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の二第一項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるものを輸入するとき。

二　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第二十五条第二項に規定する場合を除く。）。

（法第二十五条第二項の政令で定める用途）

第十五条　法第二十五条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

全ての指定乳製品等	国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売
バター及びバターオイル並びに脱脂粉乳	沖縄県の区域内における還元乳の製造 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造
バター及びバターオイル	本邦と外国との間を往来する航空機内における提供
脱脂粉乳	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造
ホエイ及び調製ホエイ	関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造
調製ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造

（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）

第十六条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、法第二十五条第三項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第二十七条第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

（担保の提供）

第十七条　法第二十七条第三項（法第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　機構が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）

四　機構が確実と認める保証人の保証

2　前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、機構の定めるところによる。

（一般競争入札等の方法による売渡しに係る売渡予定価格）

第十八条　機構は、法第三十条本文及びただし書の規定による売渡しをしようとするときは、当該売渡しに係る指定乳製品等について、売渡予定価格を定めなければならない。

2　前項の売渡予定価格は、法第三十条第一号に掲げる場合に該当して売り渡される指定乳製品にあつてはその品質、受渡場所、保管期間、需給事情及び時価並びに物価その他の経済事情を勘案して定めるものとし、その他の指定乳製品等にあつてはその品質、受渡場所、保管期間、保管費用及び買入価格、指定乳製品の需給事情及び時価並びに物価その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

（特別売渡しに係る売渡予定価格）

第十九条　法第三十一条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないように定めなければならない。ただし、整理のためその他特別の必要があるため農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるところにより売り渡す場合は、この限りでない。

（報告の徴収及び立入検査）

第二十条　農林水産大臣は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第三十六条第二項の規定により報告をさせることができる。

特定乳製品の生産者	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用
特定乳製品の販売業者	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
指定乳製品等の輸入業者	乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したものを除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期
法第十二条第一項の規定により同項に規定する年間販売計画を提出した対象事業者	当該年間販売計画に記載された内容に関する事項
法第十二条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合を除く。以下この表において「大臣対象事業者」という。）	法第十二条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況